

式典

米寿と金婚を迎える皆さんを祝福します  
米寿・金婚式記念式典

町では、米寿と金婚を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。

▼期日 9月14日⑩

▼会場 町福祉センター寿荘

▼対象

米寿 大正15年4月1日から昭和2年3月31日までに生まれた人

金婚 昭和39年1月1日から12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦

▼申込方法

米寿 申込は不要

※役場健康福祉課から招待状を送付します。

金婚 申込用紙に必要事項を記入して申し込む

※申込用紙は広報おら7月号と併せて配布するほか、役場健康福祉課にもあります。

※金婚で町に本籍がない人は、婚姻日の確認のために戸籍謄本の提出をお願いします。

▼申込・問合せ先 役場健康福祉課 47-15024

助成

疾病の早期発見に役立ててください  
人間ドック費用の一部助成

町では、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人が人間ドックを受診する場合、健診費用の一部を年度中1回に限り助成します。

▼対象 次の全てに該当する人

- ① 邑楽町に住居がある
- ② 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している
- ③ 国民健康保険または後期高齢者医療保険料に滞納がない
- ④ 申請年度内に町の健診(特定健診・後期高齢者健診)を受けていない

※特定健診・後期高齢者健診と重複した場合、全額自己負担になります。

▼助成額

日帰り人間ドック 1万5,000円

一泊人間ドック 2万円

▼申請期間

健診日から1年以内

▼申請方法

健診結果報告書、人間ドック健診費の領収書、保険証、印鑑、預金通帳(ゆうちょ銀行以外)を持参のうえ、役場住民課へ直接申請する

▼申請・問合せ先

役場住民課 47-15020

児童

ひとり親家庭の生活をサポート  
児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚などにより児童を養育している父親または母親などに支給されます。

▼対象 次のいずれかの条件に該当する18歳までの児童を保護・監督し、生計を同じくしている父母など

- ・ 父または母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡または生死不明の児童
- ・ 父または母が重度障害にあたる児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 未婚の母の子である児童
- ・ 生まれてきたときの事情が不明である児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※心身に一定以上の障害を持っている人は、20歳になるまで手当が受けられます。

▼申請して認定を受けた場合

請求した月の翌月分から手当を支給

4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、12月(8~11月分)に手当を支給

▼手当を受給する場合の届出義務

毎年8月に現況届を提出しなければなりません。手続きをしないと8月以降の手当は支給されません。2年間、届

出が未提出の場合は資格喪失となります。また、生活状況が変わった場合も届出義務が生じます。

※条件により、支給の制限がある場合があります。

▼申請方法 申請方法や必要書類については、役場子ども支援課までお問い合わせください

▼申請・問合せ先

役場子ども支援課 47-15044

●支給額の分類

※税法上の所得の計算方法と違うので注意

項目	所得の範囲	支給額
全部支給	57万円未満	4万1,020円
一部支給	57万円～230万円未満	4万1,010円～9,680円 ※児童が2人の場合上記金額に5,000円、3人以降はさらに3,000円ずつ加算。
支給停止	230万円以上	支給額なし

↑給与所得者で、前年または前々年に子ども1人を扶養していた場合の月額支給額例

医療

有効期限は7月31日まで  
保険証や受給者証などの更新

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証の更新

新しい被保険者証(8月1日から有効)は7月中旬に郵送されます。

※国民健康保険高齢受給者証は、被保険者証(カードサイズ)と2枚1組でご利用ください。

限度額適用認定証などの更新

国民健康保険限度額認定証、後期高齢者医療被保険者限度額適用・標準負担額減額認定証などの有効期限は7月31日です。交付を希望する人は8月中旬に役場住民課で申請してください。

▼持参するもの 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

▼問合せ先

役場住民課 47-15020



種類	対象	医療費負担	有効期限	更新手続き
国民健康保険	70～74歳までの国保加入者	2割 所得により 3割	7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定
	・国保加入者が国保税に滞納がない人 ・70～74歳は非課税世帯のみ ※所得が未申告世帯の人は申告が必要	医療費の自己負担上限額などが軽減	7月31日	役場住民課の窓口で手続きをする
後期高齢者医療被保険者	後期高齢者医療保険加入者	1割 (所得により3割)	7月31日	該当者へ7月中旬に郵送予定
	後期高齢者医療保険加入者で町民税非課税世帯 ※所得が未申告世帯の人は申告が必要	医療費の自己負担上限額などが軽減	7月31日	役場住民課の窓口で手続きをする

児童

障害をもつ児童を扶養する人をサポート  
特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害のある児童を扶養する人に支給されます。

▼対象 精神や身体に障害がある満20歳未満の児童を保護、監督する父か母(所得の多い方)、または父母以外で児童を養育している人

▼支給額(月額)

障害1級 4万9,900円

障害2級 3万3,230円

▼申請して認定を受けた場合

請求した月の翌月分から手当を支給

4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、

11月(8~11月分)に手当を支給

※受給者本人や配偶者、扶養義務者の所得により支給停止があります。

▼請求に必要なもの 特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当用障害認定診断書または療育手帳、生計維持調書、振替預入請求書、戸籍謄本、世帯全員の住民票、印鑑(認印)など

※認定請求書は役場子ども支援課にあります。

▼申請・問合せ先

役場子ども支援課 47-15044

福祉

1年以上家庭で介護している皆さんへ  
家族介護慰労金制度

町では、家庭で介護を行っている人に慰労金を支給しています。

▼対象 次の全ての条件に当てはまる人を在宅で1年以上基準日8月1日介護している人(介護者がいない場合は本人)

① 町内に住所を有する65歳以上の

② 要介護4、5に相当する

③ 一定以上の施設サービス(入院・入所100日)などを受けなかった人

▼支給額(年額) 8万円

※町民税非課税世帯で次の全ての条件

に当てはまる場合は10万円。

① ショートステイの通算期間が1週間未満の人

② 長期入院の期間が3か月間未満の人

③ 在宅介護サービスを1年以上受けている人

▼申込方法 各行政区の民生委員に申し出る

※介護保険制度の要介護認定を受けていない人は訪問調査を行います。

▼問合せ先 役場健康福祉課 47-15024